

## 大桑村教育委員会 6 月定例会 会議録

開催日時 令和 4 年 6 月 22 日（水）午前 9 時 30 分から午前 10 時 50 分まで

開催場所 役場 第 1 会議室

|     |               |               |
|-----|---------------|---------------|
| 出席者 | 教 育 長 野知里 浩寿  | 教育長職務代理者 白木 正 |
|     | 教 育 委 員 水口 泰治 | 教 育 委 員 山本 由幸 |
|     | 教 育 委 員 尾上 友理 | 教 育 次 長 興野 敦  |

傍 聴 者 なし

### 会議日程

#### 1. 開会

#### 2. 挨拶

#### 3. 報告

- ・ 5/24（火）木曽郡町村教育委員会連絡協議会
- ・ 5/25（水）木曽郡文化財保護連絡協議会研修総会
- ・ 5/28（土）小学校運動会
- ・ 6/2（木）第 1 回オオクワガタ CS 委員会
- ・ 6/3（金）木曽郡教育委員会連絡協議会総会
- ・ 6/16・17 大桑村議会 6 月定例会

#### 4. 議題

- 1) 就学援助費の認定について
- 2) 規則の制定について
  - ・ 大桑村図書館条例の適用期日を定める規則
  - ・ 大桑村図書館管理運営規則
- 3) 図書館協議委員の任命について
- 4) 県教育委員会及び市町村教育委員会互助の連絡調整について
- 5) その他

#### 5. 今後の日程について

- ・ 6/29（水）放課後子ども教室運営委員会
- ・ 7/7（木）県町村教育長会研修総会（原村）
- ・ 7/12（火）中信教育事務所主幹指導主事学校訪問（小・中学校）
- ・ 7/22（金）県教育委員会との懇談会（Zoom 会議）
- ・ 7/30（土）～ 8/16（火）保育園希望保育

・ 7/23（土）～ 8/18（木）小・中学校夏季休業

6. 中学校授業参観

7. 次回教育委員会開催日時 令和4年7月19日（火）午前9時30分から

8. 閉会

教育長 予定の時間になりましたので6月の教育委員会を開会します。今月に入って6日に梅雨入りとなりましたが、昨年は5月と8月に集中豪雨があつて大桑村でも災害があつたわけですが、当面7月までは集中豪雨に気を付けていきたいと思います。コロナの関係は、全国的に感染者が減少傾向ということであるわけですが、村でも散発状態で子どもの感染もあり、引き続き注意をしていきたいと思います。ワクチン接種も60歳以上と18歳以上で基礎疾患のある人について、4回目の接種を7月13日から行うことになっていますので受ける方は受けていただきたいと思います。それでは、次第に沿って進めていきますのでよろしくお願いします。

教育長 まず報告の関係ですが、先月の委員会以降ですが、

- ・ 4/24（火）木曽郡町村教育委員会連絡協議会
- ・ 5/25（水）木曽郡文化財保護連絡協議会研修総会  
大桑村会場で行っております。
- ・ 5/28（土）小学校運動会
- ・ 6/2（木）第1回オオクワガタCS委員会
- ・ 6/3（金）木曽郡教育委員会連絡協議会総会  
3年ぶりに大桑村で行いました。
- ・ 6/16・17 大桑村議会6月定例会

補正予算、教育の関係ではコロナの臨時交付金の追加で、原油価格物価高騰緊急対策のメニューに学校給食の保護者負担の軽減についてというメニューがありまして、それを利用して今回給食費の補助をしていきたいということです。年度の途中なので6月分までの給食費は保護者に負担いただいて、7月以降の給食費について小・中とも村が補助したいということでありまして、これについては今年度のみということで対応していきたいと思います。

同じ交付金の関係ですが、GIGAスクールの関係でタブレットが一人ずつ入っているわけですが、関連して電子黒板を各教室に入れたいということで、当初、今年度から3年計画で設置を考えていたわけですが、臨時交付金に対応になるということで一括購入したいということで小・中学校それぞれ教室に電子黒板を設置したいということです。

また、中学校図書室のエアコン設置も交付金に対応になるということでそれを使って設置したいということです。このような内容で教育の予算は議決されておりますのでご承知おきください。報告の関係は以上ですが、何か質問があれば。

全委員            特になし

教育長            議題に入ります。(1) 就学援助費の認定について、次長から説明をお願いします。

教育次長        2022 年度要保護・準要保護児童生徒に係る認定資料により説明。1 件所得要件超過のため該当とならないが、他 8 件は該当となる。

教育長            次長から説明ありましたが、質問等あれば。

教育次長        認定されると給食費が全額支給されるわけですが、今年は 7 月以降村が補助することになりますので、その分、給食費の支給が例年より少なくなります。

水口委員        Aさんは収入額が増えて該当しないのは、規則どおりではないかと思います。

水口委員        Bさんは課税が無いということで該当ということか。

教育次長        去年は課税世帯で非該当であったため、特別支援で支給した。

教育長            Aさんだけ該当にならないということになりますが、その辺はよろしいでしょうか。特に質問等なければ承認ということでもよろしいでしょうか。

全委員            異議なし。

教育長            (2) 規則の制定についてお願いします。今回、図書館の関係で 2 件、規則の制定をしたいということで、図書館条例は 3 月の定例会で議決をしておりますけど、新庁舎の関係もあり施行日は庁舎開庁の 5 月 6 日から施行して、適用の期間が条例に規則で定めた日から適用するというので、謳われておりますので、その日を決めていく規則が 1 つ目の規則になります。新庁舎が開庁して、図書館もこの秋に開館するために進めていますが、そんな中でいろんなことを進めていくために 7 月 1 日から適用したいということで大桑村図書館条例の適用

期日は令和4年7月1日とするという規則を今回、制定したいということです。図書館管理運営規則は、条例に基づく中でもう少し細かい部分まで条文化したのが規則になりますが、職員については、書いてある通りです。開館の日時は火曜日から日曜日10時から午後6時までを開館日時とするということ休館日は月曜日、年末年始、蔵書点検期間（館長が定める期間）、資料の整備期間（毎月末の火曜日）利用制限ということで図書館に危害を加える人については利用を制限する。館長が定める遵守事項を守らねばならないということ。個人貸出しの関係が第8条に書いてありますが、利用者カードを作ってもらって図書の貸出をする。第9条については団体にも貸すことができるということ。返納が第10条、第11条には貸出しの制限ということで一部貸し出しを制限することが1から4までに謳ってあります。第12条は図書の寄贈が受けられるということ、13条は損害の賠償ということで利用者が資料等を汚損、損傷した場合に賠償責任が対象になるということです。資料の複写ということで14条、15、16条には複写の関係の原則と禁止制限について、図書館の相互貸借を出来ることを謳ってあります。18条が調査相談ということその中で回答できないことを第2項の（1）から謳ってあります。19条データベースの利用ができるということ。20条は図書館協議会ということで条例に図書館協議会を置くと謳ってあるわけですが、その協議会の内容について書いてありますが、「図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館事業について意見を述べる機関」協議会は会長を1人置くということ、協議会は会長が招集し協議会を開くということ。そんなことを規則で謳っていますが、7月1日からの施行日ではありますが、この規則を定めて図書館の準備を進めて行きたいのでよろしくお願いします。質問等あればお願いします。

山本委員          委員の任期は決まっているか。

教育長            任期は2年です。条例の第3条第3項に記載があります。

教育長            どの図書館も同じような内容で図書館条例、管理運営規則を定めてあります。

水口委員          どのくらいの頻度で開く予定か。

教育長            秋の開館に向けて1回開催し、会長を決めた中で今後、どんな頻度で開催するか決めていきたいと思います。

水口委員          委員会に教育長が出席することもありますか。

教育長           事務局はこちらになるとしますので、出席することはあると思います。

山本委員       登録は子どもさんからお年寄りまで、大桑村民なら誰でも登録して利用できるか。

教育長           制限はないです。他よろしいですか。

全委員           意見等無し。

教育長           承認いただいたということで、今日付けで告示していきたいと思います。

教育長           （３）図書館協議会委員の任命についてです。図書館条例第３条に図書館協議会を置くということです。定数については５人以内ということで、内容については学校教育及び社会教育関係者並びに学識経験を有する者から教育委員会が任命するということになっています。資料にあります、こちらで人選させてもらいまして、５名ピックアップをしてあります。佐久間由美子さんですが本の専門家ということでお願いしております。原田紗千子さんは長年大桑村の本ことで携わっておられるということでお願いしております。山本秀樹さんですが、社会教育の関係でお願いしますが、現在、社会教育委員長を務めておられるということと、議員でもありますのでお願いをしています。細田愛さんですが社会教育委員でありますけども高校生と中学生の母親でもあるということで保護者の代表も兼ねてお願いしてあります。教育関係で中学校の校長先生もお願いしたいということで５名任命していきたいのでよろしくお願いします。任期については２年。承認を得られれば７月１日付で任命していきたいと考えています。

山本委員       校長先生は、人事異動が入ってきますが、小・中の校長先生どちらかにいつも入っていただくことか。

教育長           小・中というより、中学が近いので出来れば中学の校長先生にお願いして、異動があれば残任期間を務めてもらう形を考えている。

水口委員       中学の校長は、今後もあて職になる、社会教育委員長もあて職、社会教育委員の保護者代表もあて職となるのか。

教育長           社会教育委員はあて職となるが、委員はその時に保護者代表となる方

がいるかどうかわからないので、その時に考えたい。よろしいですか。

全委員 意見等無し。

教育長 7月1日付で任命したいと思いますので、手続きを進めさせていただきます。

教育長 (4) 県教育委員会及び市町村教育委員会互助の連絡調整についてということで、教職員人事の関係で例年県教委と覚書を交わすものがあります。承認をいただければ本日付けで締結していきたいと思います。よろしいですか。

全委員 意見等無し。

教育長 今日付けで覚書を取り交わしたいと思います。

教育長 (5) その他について、資料にありますがマスクの関係、5月24日付で文科省から「学校生活における児童生徒のマスクの着用について」の文書に基づいて県でも文書が出されております。6月3日に県からリーフレットを配布したいということですが、屋外で距離が保てる場合はマスクの必要はないようです。目安が2メートルといわれていますが広い場所で会話が無い場合は、マスクは必要ないということです。屋内であっても距離が確保できて会話が無い場合については必要ないということ。子どもについては、屋外で運動する場合は着用の必要はないこと、会話が無い場合はいらないということ。2歳未満の子供については着用は推奨しません、2歳以上でも就学前の子供については着用を一律に求めていませんと県でリーフレットを作って配布しています。学校では、以前から体育の授業など、無理に着用する必要はないと指導していますが、抵抗のある子はマスクを着用して運動しているようです。6月10日には文科省から夏の熱中症対策ということで、暑い時にはマスクを外すよう指導するということであるので、学校へも伝えています。今朝の信毎の記事では、マスクを外す指導はしていても外せない子供たちがいるということです。熱中症予防屋外は外してと後藤大臣から要請がありましたが、熱中症予防には外してくださいとの指示も出たところです。ニュースなどでは、外さない理由は顔を見られたくないからという子どももいてどうかとも思うが、屋外でも室内でも間隔が取れば無理して子ども達はつける必要はないと思います。最終的には本人の判断にはなるが、これから暑くなるので気を付けていきたいと思います。

白木委員 子ども達に場面場面で外してもいいと言ってあげないと外しにくい

と思う。先生の指導も必要。

山本委員     AED が設置されていても、全国で調査したらあっても使えない時間帯があるところが 80%以上あるようで、学校にあっても校内にあれば時間外だと使えないケースもあった。村はどんな状態か。

教育長        何か所あるか把握はしてないが、地区館とか、コンビニに設置してあり 24 時間使える場所もある。

山本委員     屋内に設置してあるものも誰かに連絡すれば使える体制にすることが大事。

教育長        確認はしておく。

教育長        ALT が更新します。アンマリーが 7 月いっぱい、任期で終わります。新しい ALT が 8 月に来ることになっている。ハワイ出身の女性 22 歳。その他何かあれば。

尾上委員     部活の地域移行は、これから 3 年かけて行うことになっているが、方向性も国から何も下りてない。先生方の負担が減るのは大賛成ですが、大桑の方向性としては社会体育に動いていく感じなのか。

次 長        古くから社会体育が確立されているので、そちらへ移行するのがわかりやすいかと思う。先生たちはいろいろな地域を見ている中で、大桑は形はできていると言っていた。今後、いろんな規定があるため報酬等どんな形にするかは課題がある。

尾上委員     コーチに賃金を払うなど、課題はたくさんある。経済的に大変な家庭が部活に参加できないようになってしまうと活動する機会が少なくなってしまうとさみしく感じる。コーチによっても部活に対する考え方が違う。また、コーチの責任が増して大変に思う。他校との合同部活だと送迎も必要になる。社体と中体連では運営が違うため出れる大会と出られない大会が出ている。先生たちが運営していた大会が今後どうなるか整理も必要になる。

次 長        大会の在り方も以前とは違って移行してきていることは感じている。大会の運営などは、今後の検討課題。

白木委員     県教委も部活について検討している。今の中体連ではいかないと認識している。組織を変えていかないといけないと考えている。普段は先生

の指導、土日は社体のコーチなので指導方針が違うためそこをきちんとしないと子ども達が犠牲になる。指導者手当も県教委が考えている。保護者負担が増えることは確か。

尾上委員      4月に村と社体のコーチと会議は無いか。どんな課題があるか。

次 長          中学の大会は郡ではなくて塩筑の大会になったため送迎のバスを出すように先生と相談して1日目にはバスを出すようにした。

教育長          今後の日程については、次のとおりとなります。

- ・ 6/29（水）放課後子ども教室運営委員会
- ・ 7/7（木）県町村教育長会研修総会（原村）
- ・ 7/12（火）中信教育事務所主幹指導主事学校訪問（小・中学校）
- ・ 7/22（金）県教育委員会との懇談会（Zoom 会議）
- ・ 7/30（土）～8/16（火）保育園希望保育
- ・ 7/23（土）～8/18（木）小・中学校夏期休業

日程については以上です。皆さんから何かあれば。この後、中学校の参観を予定しています。